

## 大阪市規則第45号

### 大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

大阪市職員就業規則（平成4年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、所属長（<u>大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、中央卸売市場長及び区長をいう。以下同じ。）は、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（前項各号に掲げる勤務時間にあつては、別に定める時間）となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短</u></p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短</u></p>

時間勤務職員」という。)の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間及びその割振りについては、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容(以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、別に定める。

7 第1項から第4項までの規定にかかわらず、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内において、別に定める。  
(勤務時間の割振りの変更)

第3条 所属長は、業務上必要があると認める場合には、前条第2項及び第3項の規定

時間勤務職員」という。)の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、別に定める。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員(以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間及びその割振りについては、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容(以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、別に定める。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内において、別に定める。  
(勤務時間の割振りの変更)

第3条 所属長(大阪市市長直轄組織設置条例(平成24年大阪市条例第12号)第1条に

による勤務時間の割振りを変更することができる。

(休日)

第6条 [略]

[2・3 略]

4 所属長は、前3項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替え、又は第2条第2項から第7項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該休日に割り振ることができる。

[5・6 略]

(年次休暇)

第10条 [略]

[2～7 略]

8 年次休暇は、第2条第2項から第7項までの規定により割り振られた1の勤務時間（第3条の規定により勤務時間の割振りを変更された場合にあっては、当該変更後の1の勤務時間。以下「所定勤務時間」という。）を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、半日（所定勤務時

掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、中央卸売市場長及び区長をいう。以下同じ。）は、業務上必要があると認める場合には、前条第2項及び第3項の規定による勤務時間の割振りを変更することができる。

(休日)

第6条 [同左]

[2・3 同左]

4 所属長は、前3項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替え、又は第2条第2項から第6項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該休日に割り振ることがで

[5・6 同左]

(年次休暇)

第10条 [同左]

[2～7 同左]

8 年次休暇は、第2条第2項から第6項までの規定により割り振られた1の勤務時間（第3条の規定により勤務時間の割振りを変更された場合にあっては、当該変更後の1の勤務時間。以下「所定勤務時間」という。）を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、半日（所定勤務時

<p>間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は1時間を単位とすることができる。</p> <p>[9～11 略]</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(11の4) 略]</p> <p>(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの間）</u>において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[(13) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数（次項第2号に掲げる職員にあっては、所定勤務時間の時間数を勘案して1時間を超える時間数で別に定めるもの）をいう。）又は1時間を単位とすることができる。</p> <p>[9～11 同左]</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>[(1)～(11の4) 同左]</p> <p>(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>7月1日から9月30日までの間</u>において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[(13) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 大阪市職員就業規則の一部を改正する規則（令和5年大阪市規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="327 327 416 360">附 則</p> <p data-bbox="245 387 411 421">[ 1 ・ 2 略 ]</p> <p data-bbox="245 445 802 707">3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第5項、第6条第1項及び第3項並びに第10条第6項、第7項及び第9項の規定を適用する。</p>	<p data-bbox="906 327 995 360">附 則</p> <p data-bbox="825 387 1023 421">[ 1 ・ 2 同左 ]</p> <p data-bbox="825 445 1382 707">3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第4項、第6条第1項及び第3項並びに第10条第6項、第7項及び第9項の規定を適用する。</p>
<p data-bbox="245 730 735 763">備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	